

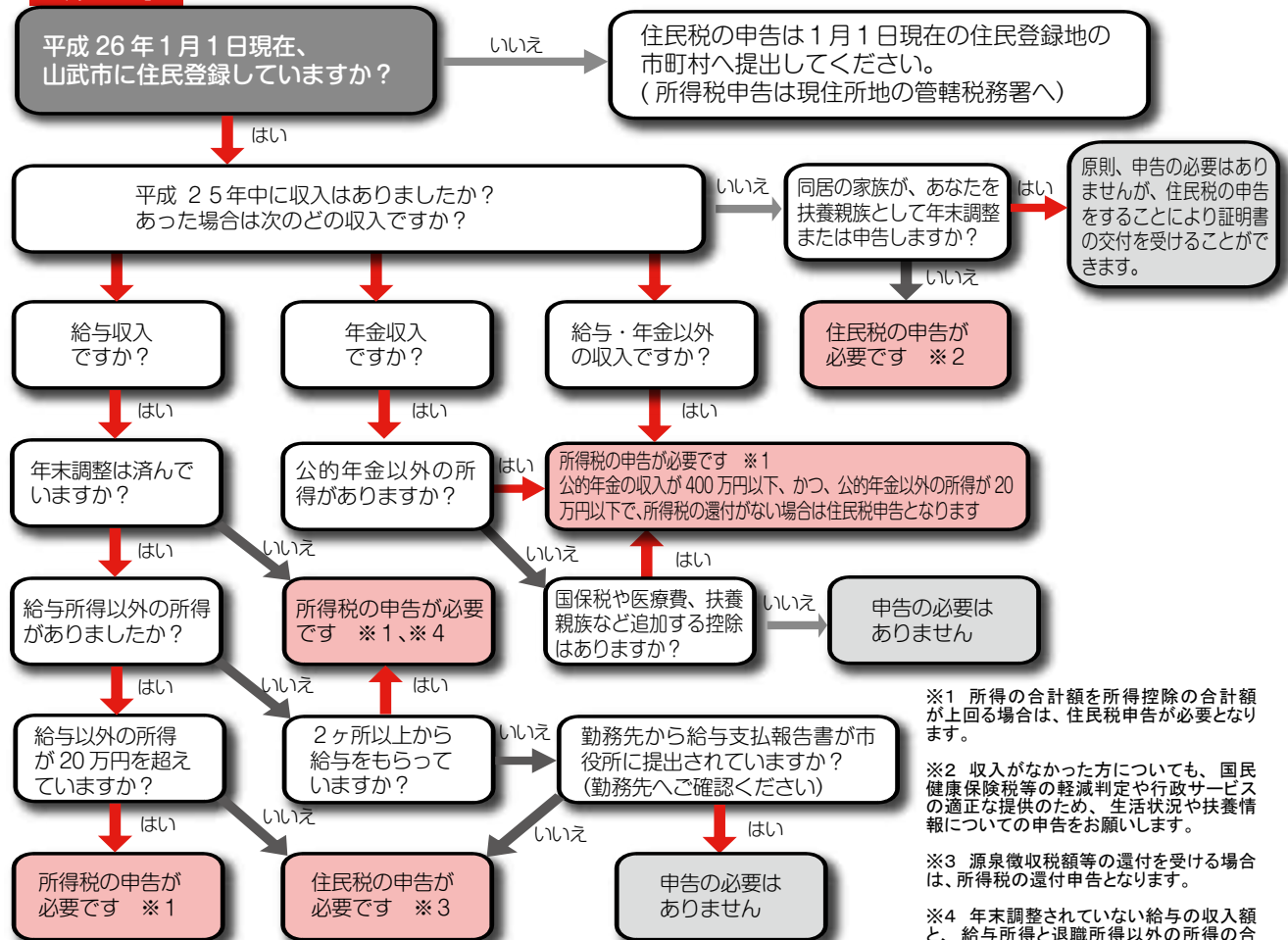
確定申告・住民税申告

平成25年分の所得税確定申告書・住民申告書の提出は
2月17日(月)から3月17日(月)まで

問 課税課市民税係 ☎(80)1281

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

スタート



※1 所得の合計額を所得控除の合計額が上回る場合は、住民税申告が必要となります。

※2 収入がなかった方についても、国民健康保険税等の軽減判定や行政サービスの適正な提供のため、生活状況や扶養情報についての申告をお願いします。

※3 源泉徴収税額等の還付を受ける場合は、所得税の還付申告となります。

※4 年末調整されていない給与の収入額と、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超えない場合は、住民税申告となります。

注意

このフロー図は、一般的な例を示しています。
フロー図により申告が必要ないとされた方でも、所得税の納付や還付が生じる場合や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で、申告が必要となることがあります。

申告に必要となる主なもの
共通 印かん(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)
給与・年金所得
源泉徴収票(原本)または収入金額を証明するもの
事業所得(農業・営業・不動産)
収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類
※租税公課については納税通知書等を確認してください。
雑所得(個人年金・内職など)
保険会社などから送付される通知など
一時所得
保険満期の通知など
医療費控除
医療費などの領収書(対象とならない場合もあります)
※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの。
社会保険料控除
国民年金保険料控除証明書
※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については納税通知書、領収書などで納付額をご確認ください。
※電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできないことがあります。



申告相談受付日程表

給与所得者で年末調整をされていない方や農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は、市役所で受け付けします。申告会場は、午前中が大変混雑し長時間お待ちいただいております。午後の方が比較的空いています。また、日程表の地区指定日では都合がつかない方は、山武市役所相談会場をご利用ください（土日祝日および各出張相談会場ではお受けできませんのでご注意ください）。

なお、申告期間中は、相談会場でのみ申告書の受理および申告相談を行っています。課税課窓口や各出張所窓口では、お受けできませんのでご注意ください。

注意

次の方は、市役所では相談を行っていませんので東金税務署で申告をしてください。

①譲渡所得（土地、建物、株式などを売った場合）、②震災関連の雑損控除の申告や青色申告、贈与税や消費税の申告をされる方

		対 象 地 区 お よ び 対 象 者	
		受付時間： 午前の部 9:00～11:00 (混雑状況によっては受付時間を変更することがあります。) 午後の部 13:00～16:00	
日付	曜日	山武市役所相談会場(3階 大会議室)	出張相談会場
2月17日	月	収入なし・年金収入・給与収入のみの方	出張相談は行っていません
2月18日	火		
2月19日	水		
2月20日	木	地区指定なし	蓮沼口・平 蓮沼八・ホ 蓮沼イ・二
2月21日	金		
2月24日	月		
2月25日	火	成東・姫島・殿台・津辺・島	出張相談は行っていません
2月26日	水	市場・親田・川崎・和田・板附・湯坂・野堀	
2月27日	木	嶋戸・真行寺・新泉・富田・寺崎・早船・柴原	
2月28日	金	上横地・下横地・草深・五木田・小泉・富口	出張相談は行っていません
3月3日	月	富田幸谷	
3月4日	火	白幡・本須賀	
3月5日	水	木戸・小松・松ヶ谷イ・松ヶ谷ロ・井之内	出張相談は行っていません
3月6日	木		
3月7日	金		
3月10日	月	出張相談に都合がつかない方	出張相談は行っていません
3月11日	火		
3月12日	水		
3月13日	木		
3月14日	金		
3月17日	月		

【所得税の確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方とは】

- ◆農業や自営業、不動産などの収入がある方で、所得の合計額が所得控除額の合計額を下回る方
- ◆給与所得があり、かつ、20万円以下の給与以外の所得がある方
- ◆給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない方
- ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、20万円以下の公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- ◆公的年金などを受給している方で、市役所に公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ◆収入がなかった方で、同居の家族の扶養になっていない方

※申告書の発送については、前回の申告状況等を基に行っていますので、申告が必要な方であっても場合により送付されないことがあります。申告書の受領の有無にかかわらず、申告手続きをしてください。

生命保険料控除・地震保険料控除
保険会社などが発行する控除額
証明書
寄附金控除
寄附金の発行する寄附金受領証
明書など
住宅借入金等特別控除（平成25年中に10年以上のローンでマイホームを取得した方）
源泉徴収票（原本）、購入者本人の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書（写し）、登記事項証明書（原本）、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書（税務署・市役所課税課にあります）
所得税が還付となる場合
金融機関の口座番号のわかるもの（申告者本人名義に限る）
事業所得の方は収支内訳書の添付を
営業・農業・不動産所得を申告される際は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成のうえ申告会場においでください。
◆譲渡所得の申告について
平成25年中に土地（借地権）、建物等の不動産や、ゴルフ会員権、株式等の資産をお売りになった場合は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です（譲渡所得の申告については東金税務署や税理士にご相談ください）。